

電子黒板機能付きプロジェクター検証事業業務委託仕様書

1 業務委託の名称

電子黒板機能付きプロジェクター検証事業業務委託

2 適用範囲

本仕様書は、千葉県教育委員会（以下「県」という。）が発注を予定する「授業におけるプロジェクター機器の活用モデル提案業務委託」に係る企画提案募集及び委託を行う場合において適用される主要事項を示すものである。

なお、業務委託契約書に添付する最終的な仕様書については、受託候補者と協議の上、別途作成する。

3 事業の目的

令和7年3月に策定された「第4期千葉県教育振興基本計画」では、施策横断的な視点の1つとして「教育デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進」が掲げられている。

このような背景のもと、本県では、生徒のICTに対する利活用能力を高め、新たな情報社会に対応できる人材の育成を目指していくため、本年度からプロジェクター機器等を整備した高等学校2校（以下「検証校」という）を設置し、導入効果の検証事業を実施する。

検証事業を円滑に進めていくためには、導入時に「教員がプロジェクター機器を使いこなせるのか」、「既存の授業にどのような形でプロジェクター機器を取り入れるのか」等の課題がある。専門家の知見によりこの課題を解決するため、プロジェクター機器を活用した授業が生徒にもたらす効果について、測定と検証を実施し、その結果を反映した他校でも実践可能なプロジェクター機器を活用した学習指導モデルを作成し、ICT活用教育の普及に努める。

4 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 業務内容

次のとおり、授業でプロジェクター機器を効果的に用いるための活用手法について、検証校（2校）の実情に応じて、1校あたり10回程度の訪問をし、検証校へのヒアリングを通じて、導入方法の提案や課題分析、検証、評価等を行い、プロジェクター機器を活用した学習指導モデルを提案する。

（1）検証校へのヒアリング調査による活用に向けた課題の分析

検証校において、以下のとおり教員等へのヒアリング等を実施し、以下に示すプロジェクター機器について、授業に導入する際の課題や具体的な活用に当たっての課題を整理する。

ア 教員のICT活用指導力にかかる課題抽出

- ・各検証校の教員等で組織する検証研究委員会の各校の責任者（以下「研究責任者」という。）を中心に、各教科の教員等から、これまでの授業におけるICT

T活用についてヒアリングを行う。

- ・管理職（校長、教頭）及び研究責任者を対象に、各検証校でICTを活用した授業で生徒に身につけさせたい資質・能力についてヒアリングを行う。

イ 生徒のICT活用にかかる課題抽出

- ・生徒のICT活用の現状を踏まえ、プロジェクターの活用が及ぼす効果・影響を調査し、課題整理及び解決策の検討を行う。

ウ 校内及び千葉県全校普及にかかる課題抽出

- ・校内における効率的なプロジェクターをはじめとするICT機器の運用体制を構築するための課題及び導入にあたっての課題について、研究責任者を中心にヒアリングする。

検証校の機器構成は下表のとおり。

項目	仕様	数量
プロジェクター	・電子黒板機能を有する。	36台
スクリーン		36式

（2）プロジェクター機器の具体的な活用方法の提案

（1）で分析した結果に基づき、「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点で、学習活動の質の向上につながるプロジェクター機器の活用方法について提案する。

（3）授業における検証の実施

（2）で提案したプロジェクター機器の活用方法を教員が授業に用いて、2カ月程度の実証試験を実施し、プロジェクター機器導入による効果を測定する。

実施に当たっては、検証校と協議の上決定した教科について、プロジェクター機器の活用を取り入れた学習指導モデルを作成（2校×3教科程度）するとともに、プロジェクター機器の導入により生徒へ現れた効果を測定するための項目・手法について教員と協議して決定する。

なお、実証試験の期間中は、プロジェクター機器の活用方法、動作検証等について、教員からの問い合わせに対応すること。

（4）実証試験の評価

（3）の結果を踏まえ、設定した測定項目についての分析及び教員等へのヒアリングを実施し、実証試験の評価を行う。

（5）他自治体等の活用事例提供

他自治体において、ICTを効果的に活用した学習の実践例やICT環境整備の動向など、本県が参考にできるものがあれば提示すること。

（6）授業におけるプロジェクター機器の授業事例の提案

（4）、（5）の結果を踏まえて、授業におけるプロジェクター機器を活用した学習指導モデル（主要5教科を含む延べ9教科程度）を提案する。加えて、「『思考し、表現する力』を高める実践モデルプログラム」を基にプロジェクター機器を活用した学習指導モデルを4つの過程に分類し、整理すること。

なお、提案の内容について、事前に各検証校の教員等で組織する検証研究委員会の

承認を得るものとする。

(7) 事業計画書及び完了報告書の提出

ア 事業計画書の提出

受託者は、契約締結後、速やかにスケジュール等の記載された事業計画書を千葉県教育庁教育振興部学習指導課 ICT 教育推進室（以下「ICT 教育推進室」という。）へ提出すること。

イ 中間報告書の提出

受託者は、（ア）を作成の上、下記（イ）により提出すること。

（ア）提出物（Word、Excel、PowerPoint ファイル等）

- ・ヒアリング調査結果、課題分析
- ・検証事業開始に当たっての課題解決の提案

（イ）提出方法

令和 7 年 1 2 月 3 1 日までに、上記（ア）を記録した書面 1 部及び DVD-R 又は CD-R 1 枚を ICT 教育推進室へ提出すること。

ウ 完了報告書の提出

受託者は、下記（ア）を作成の上、下記（イ）により提出すること。

（ア）提出物

- ・完了報告書（Word、Excel、PowerPoint ファイル等）
- ・ヒアリング調査結果、課題分析
- ・実証試験の評価結果（検討過程を含む）
- ・プロジェクター機器を活用した学習指導モデル（検討過程を含む）
- ・整備モデルの策定（検討過程を含む）

（イ）提出方法

令和 8 年 3 月 3 1 日までに、上記（ア）を記録した書面 1 部及び DVD-R 又は CD-R 1 枚を ICT 教育推進室へ提出すること。

6 実施体制

- （1）本業務の受託者は、本業務の実施に当たって、業務全体を統括する責任者（以下「責任者」という。）を配置すること。
- （2）本業務の受託者は、業務遂行における体制を明確にし、作業に従事する者（責任者を含む）の名簿とその連絡先を明記した作業体制表を、本契約締結時に提出すること。

7 その他

- （1）原則として、本件業務の全部又は一部を第三者に再委託（更に、順次行われる委託を全て含む。以下同じ。）してはならない。ただし、あらかじめ、本件業務を完全に履行するために必要な全ての再委託先を特定し、再委託の内容及びそこに含まれる情報、再委託先に対する管理方法等を記載した書面を提出し、県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- （2）受託者（上記（1）により再委託する場合の再受託者を全て含む。以下同じ。）は、本業務の実施に当たり、関係法令等を遵守し、適正に業務を遂行すること。
- （3）本業務における成果物の取扱いは、次のとおりとする。
 - ア 本業務の履行による成果物の所有権は、全て県に帰属するものとする。

- イ 成果物が、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合は、受託者は、当該著作物に係る受託者の著作権（同法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を、当該著作物の引渡し時に、県に無償で譲渡するものとする。ただし、素材となる写真等の著作権について個別に協議し、県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- ウ 上記イただし書の承諾を得て、成果物を二次利用する場合は、二次利用に当たって必要な権利関係の調整等は、受託者の負担において行うものとする。
- エ 著作権法第 18 条及び第 19 条に規定する権利（公表権及び氏名表示権）について、受託者は、これを行使してはならない。ただし、あらかじめ、書面による県の同意を得た場合はこの限りでない。
- （４）受託者は、本業務を実施するに当たり、事故や運営上の問題等が発生した場合には、責任をもって対応し解決を図るとともに、その旨を速やかに県に連絡するものとする。
- （５）情報セキュリティ管理については、「千葉県情報セキュリティ基本方針」、「千葉県情報セキュリティ対策基準」、「千葉県県立学校情報セキュリティ対策基準」等関係する各規程に従うものとする。
- （６）受託者は、本業務で取り扱う個人情報の管理にあたっては、関連する法令や基準に基づき、個人情報取扱特記事項に定める措置を講じるなど、適正な措置を実施するものとする。
- （７）受託者及び受託者であった者並びに本業務に関わる者及び本業務に関わった者は、その職務上知り得た秘密を漏らし、又は、自己若しくは第三者の利益のために利用してはならない。
- （８）本仕様書に記載のない事項又は業務上生じた疑義については、県と受託者が誠意をもって協議し、対応を図るものとする。

別表

審査項目及び基準

審査項目		審査基準	係数	採点 (1～5)	点数 (係数×採点)	配点
企画提案の内容	基本理解	千葉県が掲げる第4期教育振興基本計画に基づき、教育D Xの実現を目指して、授業でプロジェクター機器を活用することの意義や、学習指導モデル作成の効果について正しく理解しており、企画提案内容が、今後の授業における新たな学習形態の推進に資するものとなっているか。	1			5
	授業におけるプロジェクター機器の活用モデル	課題抽出に当たっての観点や、ヒアリング調査の手法は適切か。	1			5
		学習活動の質の向上に資する、プロジェクター機器活用方法の提案が期待できるか。	2			10
		実証試験前の研修や実証試験期間中の支援体制は十分に整備されているか。	2			10
		実証試験の測定や評価の手法は適切か。	1			5
		他校でも実践可能なICTを活用した学習指導モデルの提案が期待できるか。	3			15
	環境整備	経済的かつ効果的な活用が見込まれるプロジェクター機器の構成など、環境整備の推進に資する提案が期待できるか。	1			5
	その他	その他、提案者の側から、独自に新たな視点の提案をするなど、授業におけるプロジェクター機器の活用をより効果的に推進する工夫がされているか。	3			15
実績	業務遂行能力・	業務日程、作業手順等が明確で、実現可能なスケジュールとなっているか。	1			5
		委託業務を円滑に実施するために必要かつ十分な人員体制を確保しているか。	2			10
		ICTの活用に関する類似業務の実績が豊富であり、そのノウハウや知識を十分に活かして事業を遂行することが期待できるか。	2			10
妥当性	経費の	見積書に所要経費・算定根拠が明確に示されており、適正な内容となっているか。	1			5